

山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務の受託事業者 募集要項 (一般競争入札)

学校給食調理等業務を受託する事業者（以下「受託事業者」という。）を一般競争入札により募集します。

一般競争入札に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上で参加してください。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書等のおとり
- (3) 委託期間 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ③ 法人にあつては山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等設けて事業を営んでいること。
- ④ 山梨県税を滞納していないこと。
- ⑤ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ⑥ この公告の日から開札までに山梨県から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。

3 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参又は郵送してください。

また、申込期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できませんので、ご注意ください。

(1) 提出書類(各1部)

- ① 一般競争入札参加申込書（様式第1）
- ② 誓約書（様式第2）
- ③ 県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第6）

(2) 申込期間

令和8年6月17日(水)から令和8年6月26日(金)までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（郵送の場合は令和8年6月17日(水)から令和8年6月26日(金)までの消印有効）

(3) 申込場所

山梨県立ひばりが丘高等学校事務室（富士吉田市上吉田東四丁目3-1）

4 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、7月3日（金）までに「入札参加資格確認通知書」を申請者あて送付します。なお、この通知書が7月3日（金）を過ぎても到着しないときは、必ず「10 問い合わせ先」に電話で問い合わせてください。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日 時：令和8年7月9日(木) 午前11時
場 所：山梨県立ひばりが丘高等学校応接室

(2) 入札の受付

- ・ 入札受付は、入札会場にて、入札日時の30分前から10分前まで行います。
- ・ 受付時間に遅れた場合は、入札に参加しないものとみなし、入札に参加できません。
- ・ 「入札参加資格確認通知書」及び身分証明書を提示してください。
- ・ 入札会場の都合により、入室できる方は1申込みにつき1名までとします。

(3) 入札当日持参するもの

- ・ 「入札参加資格確認通知書」
- ・ 「印鑑」
一般競争入札参加申込書に押印した申込人の印を持参してください。ただし、代理人が入札参加する場合には、申込人（委任者）の印は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した代理人使用印を持参してください。
- ・ 「身分証明書」
申込人又は代理人であることを証明できるもの（例：運転免許証など）。
- ・ 「委任状」
代理人により入札する場合は、様式第3をコピーして作成し持参してください。
- ・ 「入札書」
入札当日にも入札書用紙を配りますが、あらかじめ、入札書を作成しておく場合には、様式第4をコピーして作成し持参してください。

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札の方法等

- ・ 入札書は、入札者又はその代理人が直接提出してください。（郵送による提出はできません。）
- ・ 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。
- ・ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- ・ 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、食材料費を除き1食あたりの単価の110分の100に相当する金額を記入してください。

(6) 無効な入札

- ・ 入札に参加する資格のない者がした入札
- ・ 入札に関して不正の行為があった入札
- ・ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札
- ・ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- ・ 1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は1人で2以上の代理をした者の入札
- ・ 入札書の入札数字を訂正した入札
- ・ 担当職員の指示に従わない者がした入札
- ・ 「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

6 落札者の決定

(1) 開札

- ・ 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- ・ 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山梨県職員を立ち会わせて開札を行ないます。

(2) 落札者の決定

- ・ 県が定める予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。

- ・ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。
- ・ 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を公表します。また、落札者がいないときは、最低の入札価格を公表します。

[再度入札]

- ・ 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
- ・ 再度入札は、1回のみ行います。
- ・ 再度入札に参加できる方は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
- ・ 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最低の入札額を下回る金額で入札してください。下回らない入札は無効となります。
- ・ 再度入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最低の入札額をもって入札した方と協議し、見積書（様式第5）の提出を受け、予定価格以下の金額で採用者を決定し、随意契約することがあります。
また、協議の結果、採用者があるときは、採用者の氏名（法人の場合はその名称）及び採用金額を公表します。

7 入札結果等の公表

落札者名及び落札金額等について、県ホームページ等で公表を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

8 契約の締結等

入札後、落札者又は採用者は、別添の契約書にて契約を締結してください。

(1) 提出書類

契約書2部

(2) 提出期間

令和8年7月9日(木)から令和8年7月15日(水)までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（郵送の場合は令和8年7月13日(月)までに必着）

(3) 提出場所

山梨県立ひばりが丘高等学校事務室（富士吉田市上吉田東四丁目3-1）

(4) 契約保証金

免除

ただし、契約単価（消費税含む）に予定数量を乗じて得た金額が50万円以上の場合は、当該金額の100分の10（1円未満切り上げ）の契約保証金の納付が必要となります。

(5) その他

- ・ 受託事業者として決定した者が提出期間内に、提出書類を提出せず、契約を締結しない場合には、受託事業者となる効力を失います。
- ・ 受託契約は申込人名義で行います。
- ・ 契約締結に要する費用は、すべて受託事業者の負担とします。
- ・ 契約には、連帯保証人をたてる必要があります。
- ・ 契約を辞退する場合は違約金が発生します。また、指名停止の対象となる場合があります。

9 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めるところによるものとします。

10 問い合わせ先

〒403-0032 富士吉田市上吉田東四丁目3-1 電話0555(22)8015

山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務委託に係る仕様書

- 1 文部科学省により、平成9年4月1日付けで制定され、平成21年3月31日に一部改正された「学校給食衛生管理の基準」に準じて業務を行うことができ、学校が作成した献立及び調達した食器等に、食材を調理・製造ができるものであること。
- 2 調理終了後から、学校の給食室までの配送が概ね1時間以内で、調理済食材等が運搬途中に塵埃等によって汚染されない配送車による配送が可能であること。
- 3 委託業務は、受託業者が所有する施設で直接調理した給食を本校に運搬して提供する業務及びそれに付随する業務とする。なお、配膳は本校が雇用する職員が学校内の配膳室において行う。
- 4 配送に必要な保冷車、コンテナ車等の配送車及び調理済食材を入れる食缶等は受託業者の所有するものを使用するものとする。
- 5 献立は本校に配置されている栄養士の指示に従うこと。
- 6 委託料は、調理費、配送費、回収費、食缶等洗浄・消毒及び保管費、その他（残飯処理費、光熱水費、衛生費、管理諸費）を主たる項目として、1食あたりの所要額を算定すること。（食器類の洗浄については本校で行う。）
- 7 給食日数は、110日程度、食数は1日23食程度を予定している。
- 8 その月にかかる給食数は、事情により行えない場合を除き、前月の20日までに本校から連絡する。
- 9 8にかかわらず生徒の欠席等に係る給食数の変更は、給食実施日の4日前までに本校から連絡する。
- 10 食数には、検食、保存食を加算するものとする。
- 11 食材料費については、別途契約を結ぶものとする。
- 12 作業工程表、作業動線図、学校給食日常点検票（学校給食調理作業報告書）等を作成の上、本校が指定する期日までに報告するものとする。
- 13 1～12に付随するその他必要な業務について栄養士の指示に従うこと。

様式第1

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

山梨県立ひばりが丘高等学校 校長 小林 久美 殿

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印
電話番号 ()

「山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務」に係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額等を公表することについて同意します。

1 一般競争入札参加資格確認（内容確認時に対応される方を記載してください。）

申請書記載責任者 :
電話番号 :
F A X :

2 添付書類(各1部)

- ① 誓約書（様式第2）
- ② 県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第6）

3 担当者名等

担当者名 _____
所属部署 _____
電話番号 () _____
電子メール _____

誓 約 書

令和 年 月 日

山梨県立ひばりが丘高等学校 校長 小林 久美 殿

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務に係る一般競争入札への参加申込みに当たり、募集要項の記載事項を承諾し、次の要件のいずれにも該当していることを誓約します。

事実と相違することが判明した場合には、貴校が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 法人にあつては山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (4) 山梨県税を滞納していないこと。
- (5) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) この公告の日から開札までに山梨県から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。

委 任 状

令和 年 月 日

山梨県立ひばりが丘高等学校 校長 小林 久美 殿

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印

私は、(住所) _____

(氏名) _____

代理人使用印 (認印可)

を代理人と定め、次の業務の一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務

(注意)

- ・申込人は入札参加申込書と同じ印を押印してください。
- ・代理人は、代理人が入札で使用する印(認印可)を押印してください。
- ・付帯する権限として、協議による随意契約に係る見積書の提出を含むものとします。

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

山梨県立ひばりが丘高等学校 校長 小林 久美 殿

(申込人)

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号 ()

(代理人)

住所

氏名

印

募集要項の記載事項を承諾した上で、次のとおり入札します。

委託業務名 山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務委託

入 札 金 額						
百万	十万	万	千	百	十	円

(注意事項)

- ・入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、食材料費を除き1食あたりの単価の110分の100に相当する金額を記入すること。
- ・金額の数字はアラビア数字(0, 1, 2, 3, ...)を用い、頭に空欄がある場合は、「金」の文字を記入すること。
- ・金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。
- ・代理人が入札する場合、申込人の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名(印は不要)、電話番号及び代理人の住所、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。

見 積 書

令和 年 月 日

山梨県立ひばりが丘高等学校 校長 小林 久美 殿

(申込人)

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号 ()

(代理人)

住所

氏名

印

募集要項の記載事項を承諾した上で、次のとおり見積もりします。

委託業務名 山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務委託

見 積 金 額						
百万	十万	万	千	百	十	円

(注意事項)

- ・見積書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、食材料費を除き1食あたりの単価の110分の100に相当する金額を記入すること。
- ・金額の数字はアラビア数字(0, 1, 2, 3, ...)を用い、頭に空欄がある場合は、「金」の文字を記入すること。
- ・金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。
- ・代理人が見積書を提出する場合は、申込人の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名(印は不要)、電話番号及び代理人の住所、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。

県内に本店・支店等を有することの申告書

令和 年 月 日

山梨県立ひばりが丘高等学校 校長 小林 久美 殿

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印
電話番号 ()

私は、山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務委託に係る一般競争入札への参加申込みに当たり、次のとおり申告します。

事実と相違することが判明した場合には、貴校が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

山梨県内における本店、支店、営業所又は事業所等の名称及び所在地

名 称	所 在 地

山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務委託契約書

山梨県立ひばりが丘高等学校長 小林 久美（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、山梨県立ひばりが丘高等学校給食調理等業務について次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、山梨県立ひばりが丘高等学校の給食調理等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、学校給食に必要な業務のうち、次に掲げるものを乙に委託する。

- （1）給食用物資の発注
- （2）給食用物資の受け取り
- （3）調理
- （4）配送及び回収
- （5）保温食缶等の洗浄、消毒及び保管
- （6）残飯及び厨芥の処理及び廃油の処理
- （7）前各号に付帯するその他必要な業務

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、食材料費を除き1食あたりの単価を 円とし、単価に食数を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

なお、予定数量は、2,700食程度とする。

- 2 文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」に関わる検査費用は、この委託料に含むものとする。
- 3 食材料費の支払いについては、別途甲と契約を結ぶものとする。
- 4 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

（契約保証金）

第5条 甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

※免除しない場合は、次のとおり記載する。

第5条 契約保証金は、金 円とし、乙は、契約締結に際し、甲の指示する手続きによりこれを納めなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第8条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(委託業務の履行)

第9条 乙は、委託業務の公共性を認識し、常に善良な管理者の注意をもち安全かつ衛生的に委託業務を行わなければならない。

- 2 乙は、第2条の委託業務を履行させる従事者を甲指定の報告書により、本契約締結後ただちに甲に報告し、甲の承認を得なければならない。従事者を変更する場合も同様とする。
- 3 乙は、前項の承認を得た従事者以外の者に委託業務を履行させてはならない。

(関係法規の遵守)

第10条 乙は、委託業務を履行するに当たっては、学校給食に関する法規、食品、公衆衛生に関する法規、労働関係諸法その他関係法規を遵守し、委託業務の履行に関わる事故については、すべての責任を負わなければならない。

(調理指示書)

第11条 乙は、委託業務を実施するに当たり、甲の作成した「調理指示書」に従い、業務を実施するものとする。

(従事者)

第12条 乙は、委託業務の履行に必要な従事者を確保し、委託業務に従事させるものとする。

- 2 甲は、乙の従事者で委託業務の処理及び管理について著しく不相当であると認められるものがあるときは、乙に対し、従事者の交替等の必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、直ちに当該請求に係わる事項についての措置を決め、甲に通知しなければならない。

(責任者等の選任)

第13条 乙は、従事者に対し、次に掲げる責任者等を置くよう指導しなければならない。

(1) 業務責任者

業務責任者は、調理従事者の内から、相当の経験がある者を選任すること。

(2) 食品衛生責任者

委託業務の衛生管理について万全を期すため、食品衛生責任者の資格を有する者を選任すること。

(3) 調理従事者

調理の従事者は、調理業務に1年以上の経験を有する者であること。

(緊急時の措置)

第14条 乙は、緊急又は臨時の措置の必要があると認めた場合には直ちに甲と協議して、第2条に定めのない業務であっても、これを履行するものとする。

(調査等)

第15条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告および検査)

第16条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第17条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として

乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(延滞違約金)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) 第21条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として予定数量から納入済みの数量を差し引いた数量に1食あたりの単価を乗じて得た金額{（予定数量－納入済数量）×1食あたりの単価}の100分の10に相当する金額に消費税及び地方消費税を加えた額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)

第20条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第21条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 山梨県富士吉田市上吉田東4丁目-3-1
山梨県立ひばりが丘高等学校
校長 小林 久美

乙